

【所定疾患施設療養費について】

所定疾患施設療養費（Ⅱ）

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設内での医療提供について、以下の算定要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

1. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を限度とし、月 1 回に限り算定するものであって、1 月に連続しない 1 日を 10 回算定することは認められない。
2. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎
 - ・慢性心不全
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できる。
5. 算定する場合にあつては請求に際して、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を記載しておく。抗菌薬の使用にあたっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎・尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にする。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表する。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する。
7. 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策の関する内容を含む研修を受講している。